

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	特定健康診査・保健指導に必要な経費	事業開始年度	平成20年度	作成責任者		
担当部局庁	保険局	担当課室	総務課医療費適正化対策推進室	室長 城 克文		
会計区分	一般会計	上位政策	医療費適正化の推進に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国民健康保険法第72条の5及び第74条、健康保険法第154条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条	関係する計画、通知等	全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画(高齢者の医療の確保に関する法律第8条及び第9条)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、中長期的な観点から医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、国及び都道府県は医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。このため、特定健康診査・特定保健指導の実施を通じた生活習慣病対策を推進していくこととしている。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図る。</p> <p>○特定健康診査・保健指導負担(補助)金 実施主体: 保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村) 補助率: 1/3(市町村)、定額(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合)</p>					
実施状況	平成20年度における特定健康診査の実施状況(速報値) 市町村 28.3% 国民健康保険組合 29.2% 全国健康保険協会 29.2% 健康保険組合 59.8%					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	35,666	19,949	29,305	24,147
	執行額	—	13,374	18,906		
	執行率	—	37.5%	94.8%		
	総事業費(執行ベース)	—	40,122	56,718		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	本負担(補助)金は保険者から提出される交付申請書に基づき、当該年度において保険者が特定健康診査・特定保健指導の実施に要する経費の一部を補助している。				
	見直しの余地	平成22年度予算においては、平成20年度における特定健診等の実施状況及び平成20、21年度予算の執行状況を踏まえた実施率等の見直しを行い、予算の適正化を図っている。				
予算チームの所見率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 平成21年度・平成22年度において執行状況を踏まえた見直しを行っているが、引き続き効率化に努めるべき。					
補記						

厚生労働省
18,906百万円(平成21年度)

保険者が実施する特定健康診査等に
要する経費の一部を補助し、円滑な実
施を支援。



【補助】

A. 保険者
(市町村:1,771、国民健康保険組合:165、
全国健康保険協会:1、健康保険組合:1,238)
18,906百万円(平成21年度)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、
40歳以上の加入者に対し特定健康診査等を
実施。

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.保険者(全国健康保険協会)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外部委託	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託料	2,350			
計		2,350	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

特定健康診査・保健指導負担(補助)金の上位10者までの支出先

A. 保険者		
順位	支出先	支出額(単位:百万円)
1	全国健康保険協会	2,350
2	横浜市	274
3	名古屋市	266
4	大阪市	199
5	札幌市	182
6	千葉市	113
7	船橋市	106
8	神戸市	105
9	足立区	102
10	福岡市	95